

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月2日
(火曜日)

目 次

○公告
令和三年度前期実施技能検定試験の実施（労働政策課）……………五
令和三年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施（労働政策課）……………五

○選管告示
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………八
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………八



（六〇）令和三年度前期実施技能検定試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四
条第一項の規定により、令和三年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和三年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
（一）実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら
の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職 種	試 験 科 目
-----	---------

建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	切削工具研削	仕上げ	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	
建設機械整備	内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図作業	産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	工作機械用切削工具研削	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	金属プレス マシニングセンタ 平面研削盤 円筒研削盤 凹研削盤 凸研削盤	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 高周波・炎熱処理	造園工事	室内園芸装飾

婦人子供服製造	家具製作	家具製作	建具製作	印刷	プラスチック成形	石材施工	酒造	とび	左官	タイル張り	畳製作	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	表装	塗装	フラワー装飾
婦人子供注文服製作	家具手加工	家具手加工	木製建具手加工	オフセット印刷	射出成形	石張り	清酒製造	とび	左官	タイル張り	畳製作	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリリング防水工事 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事 FRP防水工事	プラスチック系床仕上げ工事 木質系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ポッド仕上げ工事 化粧フィルム工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	表装	木工塗装 建築塗装 金属塗装	フラワー装飾

職 種	3 単一等級の技能検定	フラワー装飾	塗装	化学分析	左官	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	工場板金	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職 種	2 三級の技能検定
		フラワー装飾	金属塗装	化学分析	左官	とび	大工工事	電子機器組立て	機械検査	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	平面研削盤 数値制御旋盤 普通旋盤 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試験 科目		
試験 科目																	

路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事
産業洗淨	高圧洗淨

- (二) 試験の方法
- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日
- (一) 実技試験
- 令和三年六月七日(月曜日) から同年九月十二日(日曜日) までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 学科試験
- 1 一級及び二級の技能検定

造園 成形 とび 防水施工	金属熱処理 金属プレス加工 サッシ施工 塗装	産業車両整備 プラスチック	令和三年八月二十二日 (日曜日)
機械加工 人子供服製造 上げ施工	鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 印刷 左官 畳製作 内装仕	建設機械整備 婦	令和三年八月二十九日 (日曜日)
園芸装飾 気機器組立て 熱絶縁施工	铸造 建築板金 工場板金 仕上げ 石材施工 酒造 タイル張り	仕上げ 切削工具研削 電	令和三年九月五日 (日曜日)

園芸装飾 器組立て	造園 機械加工 とび	工場板金 仕上げ 機械検査 電子機	令和三年七月十一日 (日曜日)
金属熱処理	建築大工 とび	左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和三年八月二十二日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

産業洗淨	職	種	実施期日
			令和三年八月二十二日 (日曜日)

路面標示施工

令和三年九月五日
(日曜日)

- 三 試験の場所
- 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。
- (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間
- 令和三年四月五日(月曜日) から同月十六日(金曜日) まで(郵送の場合は、四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受検申請書の提出先
- 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五一)
- 山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- 八 受検手数料
- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級の技能検定

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万五千百円

園芸装飾 造園 金工作場板金 仕上げ 組立産業車両整備 プラスチック成形 印刷産業車両整備 防水施工 内装仕上げ ワー装飾	造園 金属熱処理 切削工具研削 鉄道車両製造・整備 石材施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 フラ	機械加工 ダイカスト 電子機器組立て 家具製作 タイル張り 量製	二万八千二百円
--	--	---	---------

2 二級の技能検定（受検者が令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

園芸装飾 造園 金工作場板金 仕上げ 組立産業車両整備 プラスチック成形 印刷産業車両整備 防水施工 内装仕上げ ワー装飾	造園 金属熱処理 切削工具研削 鉄道車両製造・整備 石材施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 フラ	機械加工 ダイカスト 電子機器組立て 家具製作 タイル張り 量製	九千二百円
--	--	---	-------

3 二級の技能検定（受検者が令和三年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

園芸装飾 造園 金工作場板金 仕上げ 組立産業車両整備 プラスチック成形 印刷産業車両整備 防水施工 内装仕上げ ワー装飾	造園 金属熱処理 切削工具研削 鉄道車両製造・整備 石材施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 フラ	機械加工 ダイカスト 電子機器組立て 家具製作 タイル張り 量製	一万五千円
--	--	---	-------

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機	手 数 料	二千九百円
---	-------------	-------

5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和三年四月一日現在において三十

五歳以上の者である場合）

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	手 数 料	五千円
---	-------------	-----

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	手 数 料	九千二百円
---	-------------	-------

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和三年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	手 数 料	一万五千円
---	-------------	-------

8 単一等級の技能検定

路面標示施工 産業洗浄	手 数 料	一万八千二百円
----------------	-------------	---------

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和三年五月三十一日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

（一）合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては

家具製作	紙器・段ボール箱製造	印刷	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	建築大工	かわらぶき	とび	左官	タイル張り	配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送施工	防水施工
家具手加工	印刷箱打抜き 段ボール箱製造作業	オフセット印刷	製本	プラスチック成形 射出成形 インフレーション成形作業 ブロー成形	手積み積層成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造	大工工事	かわらぶき	とび	左官	タイル張り	建築配管 プラント配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送施工	シーリング防水工事

内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	塗装	工業包装
プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	工業包装

3 基礎級の技能検定

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施二級の技能検定

受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定の实技試験に合格した者であること。

(二) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。

(三) 基礎級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四



山口県選挙管理委員会告示第十六号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（令和二年山口県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「周南市遠石市民セン」を 大字徳山一〇五九一の三

「周南市岐山市民セン」を 五六四九

「周南市遠石市民セン」を 若草町六番三三号

「周南市岐山市民セン」を 大字徳山五六四九

「周南市長穂市民セン」を 大字長穂八八五

「周南市長穂市民セン」を 大字長穂一六九一

「周南市長穂市民セン」を 大字長穂一六九一

山口県選挙管理委員会告示第十七号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「周南市大字徳山八四〇五」を「周南市五月町一二番一号」に改める。